

# 葛巻町中小企業振興資金融資・利子補給制度【PR版】

## 商工業者へ低利融資と利子・保証料を補給します！

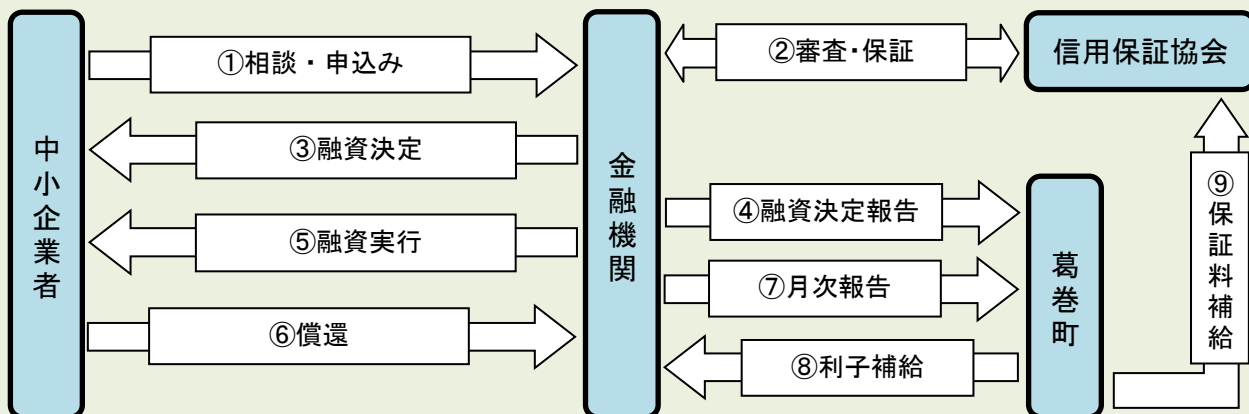
葛巻町では、町内の商工業者の事業を円滑に進めるために、一般の融資制度より低利に融資を斡旋します。

また、利子は1.5%、信用保証料は全額を町で補給します。

区分	内容
対象	1 中小企業基本法に定める会社及び個人で、町内において原則1年以上同一事業を営んでいる者 2 納期の到来した町税を完納している者 3 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営む者
融資区分と融資限度額	1 運転資金 1,000万円以内 2 設備資金 1,000万円以内 3 併用 1,000万円以内
融資期間	1 運転資金 5年以内 2 設備資金 7年以内
返済方法	割賦返済
連帯保証人	不要（法人代表者を除く。）
利子補給率	年1.5%
融資利率	1 3年以内の返済 2.70%/年（実質利率1.2%/年） 2 3年を超える返済 2.90%/年（実質利率1.4%/年）
信用保証料率	融資金にはすべて岩手県信用保証協会の保証を付さなければなりません。 保証料率については、信用保証協会が定める率となります。
保証料補給率	全額
取扱金融機関	岩手銀行葛巻支店、盛岡信用金庫葛巻支店
お申込み先	各金融機関へお申し込み下さい。
お問合せ	葛巻町役場いらっしゅい葛巻推進課 0195-66-2111（内線232） 葛巻町商工会 0195-66-2658 取扱金融機関（岩手銀行葛巻支店、盛岡信用金庫葛巻支店）



### 融資、利子補給イメージ



## 葛巻町中小企業振興資金融資制度概要

## 1 目的

町が指定する金融機関に融資枠を設定し、町内の中小企業者に対して事業資金の融資を岩手県信用保証協会の保証を付して行うことにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

## 2 融資制度

## (1) 金融機関

町が指定する金融機関と契約締結のうえ預託金を拠出し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設ける。

- ① 岩手銀行葛巻支店 預託金：650万円/年 融資枠：6,500万円/年
- ② 盛岡信用金庫葛巻支店 預託金：350万円/年 融資枠：3,500万円/年

## (2) 融資額及び融資期間

1 中小企業者に対する融資限度額及び融資期間は次のとおり。

- ① 運転資金 1,000万円／5年以内
- ② 設備資金 1,000万円／7年以内
- ③ ①②併用 1,000万円／7年以内

## 3 利子補給

## (1) 利子補給率

金融機関の貸付利子の年1.5%を町が補給する。

## (2) 支払い

町が金融機関と契約し、金融機関からの請求により年2回(10、4月)に分けて支払う。

## 4 信用保証料補給

## (1) 保証料補給率

- ① 岩手県信用保証協会の保証に係る保証料を町が全額補給する。
- ② 保証料率は融資を受ける中小企業の経営状況等により、以下のカテゴリから保証協会が決定する。

(単位：%)

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.70	1.55	1.35	1.20	1.05	0.90	0.80	0.60	0.45

## (2) 支払い

町が岩手県信用保証協会と契約し、保証協会からの請求により原則毎月支払う。